

せい かつ ほ ご  
**生活保護ルールブック**

せい かつ ほ ご てき せい じゅ きゅう  
**生活保護の適正な受給のために**



このルールブックは、大切に保管し、必要なときに読み返してください。

ふく おか し  
**福岡市**

# はじめに

生活保護は、憲法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度であり、生活に困窮する場合に生活保護を受けることは国民の権利とされています。

一方で、生活保護を受給している方が、守らなければならない義務についても生活保護法で定められています。

このパンフレットは、生活保護を受給している方の義務について、分かりやすく説明したものですので、必ずお読みください。

## 届出の義務（生活保護法第61条）

世帯のすべての収入や世帯の状況などに変動があったときは、すみやかに福祉事務所に届け出てください。

### ① 働いて得た収入について

（例）

- 毎月の給与などの定期的な収入
- 賞与などの臨時的な収入
- 未成年者（高校生など）のアルバイト収入 など



働いて得た収入の届出を正しく行くと、一定の控除を受けることができます。

## ② 働きによらない収入について

- れい (例)
- ねんきん こうてき てあて  
• 年金や公的な手当
  - せいめい ほけん にゅういんきゅうふ きん  
• 生命保険の入院給付金や  
かいやくへんれいきん  
解約返戻金
  - せたいがい えんじょ しおく  
• 世帯外からの援助や仕送り
  - こうつうじこ そんがいばいしやうきん  
• 交通事故の損害賠償金 など



ふくしじむしょ しょうにん かりいれ しゃっきん みと  
福祉事務所の承認なく、借入（借金）は認められません。  
かりいれ しゅうにゅう ほごひ げんがく  
借入は収入とみなされ、保護費が減額になります。

## ③ 資産について

- れい (例)
- せいめい ほけん かくしゅ ほけん  
• 生命保険などの各種保険
  - とち いえ ふどうさん  
• 土地や家などの不動産
  - じどうしゃ こうか きんぞくるい  
• 自動車や高価な貴金属類 など



そうぞく ぞうよ あら しさん しゅとく ばあい かなら  
相続や贈与などにより、新たに資産を取得した場合も必ず  
とどけで ひつよう  
届出が必要になります。

## ④ 世帯状況の変化について

- れい (例)
- しごと はじ や  
• 仕事を始めたとき、辞めたとき
  - にゅういん たいいん  
• 入院または退院するとき
  - こうつうじこ  
• 交通事故にあわれたとき
  - やちん ちだい か  
• 家賃・地代が変わるとき
  - じゅうしょ か ちやうき かんいえ るす  
• 住所を変えたとき、長期間家を留守にするとき
  - てんにゅう てんしゅつ しゅっせい しぼう  
• 転入、転出、出生、死亡 など



## 生活上の義務（生活保護法第60条）

生活保護を受給している方は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。

- 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 病気のために治療が必要な人は、医師の指示に従って治療に努めてください。
- 支給された保護費は、計画的に消費してください。



アルコールやギャンブルなどへの依存により、生活に支障をきたしている（おそれのある）人は、適切な医療機関を受診し、治療に努めてください。

## 指示等に従う義務（生活保護法第62条）

福祉事務所が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をしたときは、従ってください。

- 稼働能力の活用について
- 収入等の届け出について
- 資産の活用について
- 医療機関への受診について など



福祉事務所が行う指導に対して、正当な理由なく従わない場合は、保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

## 生活保護の適正な受給のために

届け出を正しく行わなかったり、その他不正な手段を使った  
りして保護費を受け取った場合、不正受給となり、保護費を返  
還する必要があります。

また、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰され  
ることがあります。

世帯のすべての収入や資産について必ず届け出を行ってくだ  
さい。

### 生活保護法（平成26年7月改正）

#### （第78条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人  
をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府  
県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その  
者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じ  
て得た額以下の金額を徴収することができる。

#### （第85条）

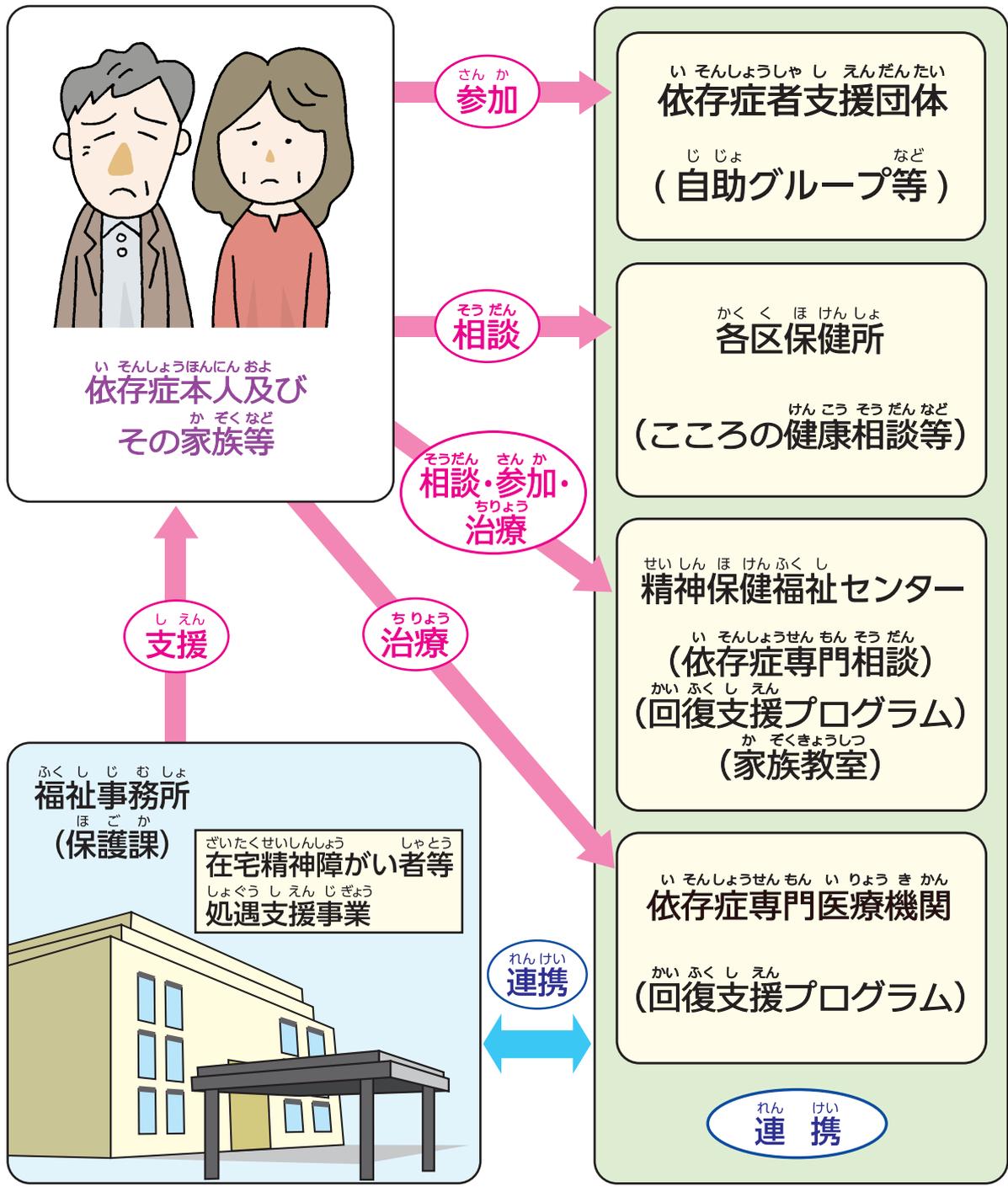
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人  
をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下  
の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法に  
よる。

# 生活再建支援について

福岡市では生活保護を受給している方の生活を再建するための支援を実施しています。

## 依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)からの生活再建支援

福祉事務所と保健所、精神保健福祉センター、医療機関等が連携し、依存症の方の生活再建を支援



たじゅうさいむ など たい し えん  
**多重債務等に対する支援**

ほう れんけい さまざま ほうてきかいけつ ひつよう かた し えん じっし  
 法テラスと連携し、様々な法的解決が必要な方への支援を実施



たじゅうさいむ りこん よういくひ  
**多重債務 離婚(養育費)**  
 しんぞく しぼう じこばいしょう  
**親族の死亡 事故賠償**

し えん  
**支援**

ほう ふくおか  
**法テラス福岡**

さいむせいり  
**債務整理**

よういくひ  
**養育費**

れんけい  
**連携**

そうぞく  
**相続**

ばいしょうせいきゆう  
**賠償請求**



ふくしじむしょ ほごか  
**福祉事務所 (保護課)**



はたら ひと たい しゅうろう し えん  
**働ける人に対する就労支援**

れんけい しゅうろういよく かんき きゅうしよくかつどう しゅうろうていちゃく はばひろ し えん じっし  
 ハローワークと連携し、就労意欲の喚起や、求職活動、就労定着など幅広い支援を実施



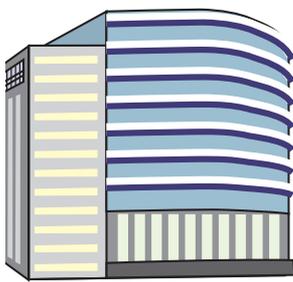
はたら かつ  
**働くことができる方**

し えん  
**支援**

しゅうろう し えんそうだんいんなど  
**就労支援相談員等に**  
 きゅうしよくかつどう し えん  
**よる求職活動支援**

しゅうろうじゅんぴし えんじぎょう  
**就労準備支援事業に**  
 し えん  
**よる支援**

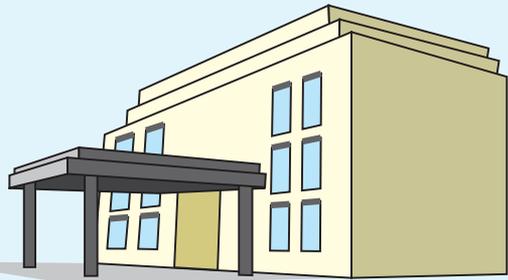
ふくしじむしょ  
**福祉事務所**  
 ほごか  
**(保護課)**



**ハローワーク**

きゅうしよくしゃ し えんくんれん  
**求職者支援訓練や**  
 しゅうろうじりつそくしんじぎょう  
**就労自立促進事業**

れんけい  
**連携**



# おわりに

生活保護は、皆さんの生活を守るための大切な制度です。

適正に生活保護を受給するために、定められたルールを守ってください。

わからないことや相談したいことがあれば、担当ケースワーカーに遠慮なくお尋ねください。



## 連絡先

福岡市（ ）区保健福祉センター保護（第 ）課  
電話番号（ ）  
担当ケースワーカー（ ）